

# 一般会計予算決算常任委員会審査日程

日時 平成30年3月6日（火）

本会議終了後

場所 議場

## 付議事項

- 1 議案第16号 平成30年度山陽小野田市一般会計予算について

事務事業調書の記入例

事務事業調書 ix	作成日	H30.2.16	課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	学校施設係	森重	No	-	10
-----------	-----	----------	----------------	-------	-------	----	----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	1	防災対策等の充実
	実施計画名		事務事業名			
	建築物の耐震強化事業		埴生小・中学校整備事業			

事業概要	埴生小学校には、旧耐震基準で建設された耐震化未了の校舎等3棟と老朽化した木造倉庫1棟があり、平成26年にこの4棟の耐力度調査を行った結果、全ての建物で耐力度が基準を下回っていることが判明した。早急な耐震化のため、併せて国・県が進める小中連携教育の充実強化を図るため、埴生中学校の用地を拡げ、埴生小学校の校舎を移転改築し、中学校校舎を改修し、施設一体型の学校施設を整備する。	対象	埴生小・中学校の施設
		手段	埴生中学校の敷地を広げ、小中一体型の学校施設を整備する
		意図	埴生小学校校舎の耐震化と小中連携教育の充実強化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	用地取得	完了							
		完了							
		100.0%							
2	埴生小・中学校施設の整備	基本設計完了	実施設計完了	校舎等建設工事着工	校舎等建設工事完成	解体等工事完成			
		完了							
		100.0%							
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		市の施設の耐震化であり、妥当である。	3	37
	自治体関与の妥当性		市の施設を整備するものであり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性		市が所有管理する施設であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度		学校教育法、学校保健安全法により、設置者である市が施設の維持管理をする必要があるため、優先度が高い。	5	
	類似事業の存在			5	
	個別計画・政策との整合性		建築物の耐震強化に結びついている。	5	
効率性	実施主体の適正化		学校施設の整備は市が行っており、適正である。	3	
	受益者負担の適正化		教育基本法により、市が全額負担する必要があり、適性である。	3	
	コスト効率		競争入札を経て発注するため、適正である。	3	

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 32 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	10 教育費	項	2 小学校費	目	3 学校建設費
	細目	1 小学校建設費	細々目	9 埴生小学校校舎建設事業	交付税算入	有 公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳 (H 年度 → H 年度)	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 手数料 負担金 その他	委託料	125,697	測量調査委託料	7,694	実施設計委託料	30,426	家屋調査委託料	4,083	実施設計業務委託料	1,320	工事監理業務委託料	9,014
		用地購入費	28,679	・用地測量調査業務		地質調査業務委託	13,372	工事監理業務委託料	8,697	家屋調査委託料	4,083	家屋調査委託料	11,671
		工事請負費	1,678,123	・土地鑑定評価		建築確認申請手数料	452	工事請負費	483,101	工事監理業務委託料	24,617	工事請負費	243,617
		手数料	955	調査設計委託料	9,720	下水道受益者負担金等	3,013	事務費等	100	用地測量調査業務委託料	1,000	処分費	4,000
		負担金	3,013	用地購入費	28,679	事務費等	30			工事請負費	951,405	事務費等	100
		その他	34,399	事務費等	569					建築確認申請手数料	503		
										備品購入費等	29,500		
								事務費等	100				
歳出合計		1,870,866	46,662	47,293	495,981	1,012,528	268,402						
財源内訳／割合	国庫支出金	1/3	142,548					1/3	45,859	1/3	68,789	1/3	27,900
	県支出金												
	地方債	合併特例債 95%ほか	1,349,200	合併特例債 95%	34,500	合併特例債 95%	44,000	合併特例債 95%ほか	417,200	合併特例債 95%ほか	853,500		
	その他												
	一般財源		379,118		12,162		3,293		32,922		90,239		240,502
	歳入合計		1,870,866	46,662	47,293	495,981	1,012,528	268,402					

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	学校施設環境改善交付金(文部科学省 補助率1/3) 地方債:合併特例債(充当率:95%)、学校教育施設等整備事業債(補助)(充当率:90%)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	教育基本法 学校教育法 山陽小野田市小・中学校条例 山陽小野田市教育大綱(安心で安全な教育環境の整備と安全教育を推進します)

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 山陽小野田市立埴生小・中学校建設委員会(H28/6~H28/7) 埴生地区公共施設建設委員会(H28/7~H29/1) ※財源内訳／割合 地方債:総事業費、H30、H31(合併特例債95%、学校教育施設整備事業債90%)
------	--

事務事業の評価表

視点	妥当性			有効性			効率性		
評価項目	目的の妥当性	自治体関与の妥当性	対象(受益者)の妥当性	事業の優先度	類似事業の存在	個別計画・政策との整合性	実施主体の適正化	受益者負担の適正化	コスト効率
内容	目的が総合計画の趣旨に沿い、事務事業の意図は住民ニーズを踏まえているか	市が関与する(職員人件費又は予算を支出する)べきものか	対象(受益者)の範囲は、住民ニーズや目的(意図)の達成に照らして、適切か	他の事業と比較して、優先的に実施すべき理由があるか	他の実施機関・市以外の団体が同種・同類の事業を行っているか	計画的に実施すべき事業又は政策に合致する事業か	事務事業の実施主体を変更することにより、事務事業の質を維持し、又は向上させつつ経費を削減できるか	受益者負担は適正か	事務事業の過程に無駄はないか。業務の改善により、成果を落とさずにコスト削減が可能か 特定財源を検討しているか
5点	目的(意図)の達成が総合計画の施策に沿い、これを望む住民ニーズが高い事業(※住民ニーズが高いことを示すアンケート等を記入すること。) 施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が高い事業	法令等、市条例、市規則又は市要綱により義務付けられている事業 ※義務付けている法令等、市条例、市規則又は市要綱の名称を記入すること。 法律改正により、システム改修等をしなければ業務の遂行が困難なもの	対象とする人やものの範囲が適切に設定されている事業	法律に基づく負担金事業 国・県の主要事業の実施に伴う事業であり、市が実施しなければ事業効果に著しい影響が生じる事業 償還金支払事業 法令等、市条例、市規則又は市要綱により義務付けられている事業 債務負担行為を既に設定している事業 関係機関からの指示・指導等がある点検・整備事業(実施しないことが法令違反になるもの) 防災事業等の市民生活の安全確保のための事業で速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業	行っていない	個別計画に具体的に記載されている事業 国の政策・県の政策・市の政策に合致している事業 ※いずれも計画名、政策等の名称を記入すること。 個別計画を策定する事業			
3点	目的(意図)の達成が総合計画の施策に沿う事業 施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が認められる事業	法令等、市条例、市規則又は市要綱により定められている事業(※定めている法令等、市条例又は市要綱の名称を記入すること。) 必要性の高いシステムの改修又は導入 市が設置した施設における補修・更新	対象とする人やものの範囲を絞り込む、又は拡大する余地がある事業	国・県の主要事業の実施に伴い市が実施する事業 法令等、市条例、市規則又は市要綱により定められている事業 防災事業等の市民生活の安全確保のための事業 実施しないことで後年度に不利益を被る事業		個別計画に記載されていない事業 個別計画がない事業	民間委託又は指定管理者制度が既に導入されている事業 法令上、住民・NPO・民間等の外部の活用が認められていない事業	受益者負担を適正に求めている事業又は求めることが適当でない事業	既にコスト削減が図られており、コスト削減の余地がない事業
1点	既に目的(意図)を達成しているため終了を検討すべき事業 過去3年間の目的(意図)の達成度が低いまま推移している事業 施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が低い事業	法令等、市条例、市規則又は市要綱に定めのない事業 必要性の低いシステムの改修又は導入	目的(意図)と照らし合わせて、対象とする人やものの範囲を再検討すべき事業	実施すべき事業であるが緊急性が低く、後年度の実施を検討すべき事業	行っている ※行っている場合は、実施主体名及び事業名を記入すること。		民間委託又は指定管理者制度の導入を検討する余地が残されている事業 早急に民間委託又は指定管理者制度の導入を検討すべき事業	受益者負担を求めているいない事業 受益者負担を求めることが必要であるにもかかわらず措置がされていない事業	コスト削減の余地がある事業(実施内容又は実施手段の適正化、電子化、人員の見直し等)

## 附帯決議への対応について

### ■29年度予算に対する附帯決議（H29.6）

	内 容	対 応	担当課
1	<p>効率的かつ安定的な市政運営を行うためには、計画行政の遂行が極めて重要であることから、平成28年9月定例会において「計画的な市政運営を求める決議」を全会一致で可決し、しっかりとした計画の下、市政運営を適切に行うよう要請したところである。しかしながら、委員会審査において、「中長期的な展望を踏まえた計画とは思えない」という指摘が多く出された。</p> <p>については、新体制においては、しっかりとした計画の下、市政運営を適切に執行すること。</p>	<p>計画的な市政運営に当たっては、その指針となる長期的な計画が必要であり、平成30年度からの12年間に計画期間とする第二次総合計画を策定したところである。</p> <p>特に平成30年度から平成33年度までに取り組む事業については、計画期間を4年間とする前期基本計画において、重点プロジェクト及び基本事業の取組を示している。住みよいまちづくりを実現するため、総合計画に基づくまちづくりの方向性を市民、議会、行政で共有し、総合計画に沿った市政運営を進めていく。</p>	企画課
2	<p>多くの市民が利用する市民館が、耐震診断の結果、大地震時に崩壊する危険性が高いことが、委員会審査で初めて明らかになった。</p> <p>については、このような市民に重大な影響を及ぼす案件は、速やかに公表し、市の説明責任を果たすとともに、適切な対応をすること。</p>	<p>市民生活における安心、安全の確保は、まちづくりの基本であることから、今後、市民サービスや市民生活に重大な影響を及ぼす案件については、市民生活に混乱が生じないように、適切な対応策を講じた上で、速やかに情報を公表できるよう努める。また、広報、ホームページ等を活用し、市民の皆様に分かりやすく情報を届けられるよう取り組む。</p>	企画課

## ■28年度決算認定に対する附帯決議（H29.9）

	内 容	対 応	担当課
1	<p>決算審査は、次年度の予算につなげるために非常に重要なものであるとの認識のもと、本議会は、これまですべての決算認定に対し、事業の改善や事務事業評価の在り方について附帯決議を行い、提言してきた。</p> <p>執行部において、この附帯決議を真摯に受け止め、改善された事業が見られたことは評価する一方で、旧態依然のまま何の進展のないものも多々見られたことは誠に遺憾である。</p> <p>これは、担当部署の職員の意識の差に加え、事務事業評価制度が十分機能していないことに起因していると思われる。</p> <p>については、各部署が行っている事務事業が真に市民福祉の向上のためになっているのか市民に分かる評価制度となるよう改善するとともに、職員に対しては、最も尊重すべき規範である自治基本条例並びに議会基本条例の趣旨を十分理解し、熱意を持って行動するよう意識改革を強く求める。</p> <p>あわせて、次期議会においても、このことがしっかりと引き継がれることを強く望む。</p>	<p>決算時における事務事業評価は、事業におけるPDCAサイクルのチェック、アクションの部分に当たり、総合計画で掲げた基本事業の目標に照らして、効果的な事業となるよう事業改善を行うために重要な作業と位置づけている。</p> <p>事業改善に有効な事務事業評価制度とするためには、まず事務事業評価シートが適切な内容を備えていること、次に職員が適切に事務事業評価を行うことが必要であると考えている。</p> <p>事務事業評価シートについては、平成30年度に行う事務事業評価から、評価の観点や対象を再検討しているところであり、シートの様式を変更し、評価の有効性を高められるよう改善する予定である。</p> <p>次に、職員が適切な事務事業評価を行うことができるよう、制度の意義や必要性についての理解を深めるための庁内研修を実施するとともに、ヒアリング時を捉えた記載内容の改善を図り、今後も職員の意識の差を埋め、評価の精度を高めるための取組を継続する。また、自治基本条例については、平成29年度に庁内に通知文を出しており、職員に条例の趣旨について周知を図ったところである。</p>	企画課